

入 札 説 明 書

件 名 : 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校

この入札説明書は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号、以下「契約事務取扱規則」という。）、本件に係る入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）のほか、本校が発注する契約に関し、一般（指名）競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 契約担当役等

- (1) 契約担当役 独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 事務部長 西村泰雄
- (2) 所属部局名 独立行政法人国立高等専門学校機構 長岡工業高等専門学校
- (3) 所在地 〒940-8532 新潟県長岡市西片貝888番地

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 長岡工業高専貯水槽清掃等業務
- (2) 調達の特質及び条件等 別冊「仕様書」のとおり

3 競争加入者に必要な資格

- (1) 契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 未成年者（婚姻もしくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。
 - ② 次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、次のとおりの等級に格付けされている者であること。
令和5年度、関東・甲信越地域の「役務の提供等」でA、B、C又はD等級
- (3) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 水質検査を受託できる者として、厚生労働大臣の登録を受けた者であること。

4 入札

- (1) 入札執行の日時及び場所
 - 日 時 令和5年3月22日（水）11時00分
 - 場 所 長岡工業高等専門学校第3会議室

(2) 入札方法

総額をもって契約するので入札金額は総額を記入する。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税およ

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 競争加入者は、仕様書を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (4) 競争加入者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (6) 入札書は、封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 入札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (9) 入札場所には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者及び競争加入者又はその代理人は入札時刻後においては、入場することができない。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- (11) 競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (12) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア. 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (13) 入札をした場合において、競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札をすることがある。

5 入札保証金

免除する。

6 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (3) 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争加入者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争加入者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (4) 請負の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (7) 競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が契約担当役の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

免除する。

9 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役が定めた期日まで）に別紙様式による契約書を提出するものとする。

10 代金の請求方法

業務が完了した当該1月分の請求書を翌月速やかに長岡工業高等専門学校総務課施設係に送付するものとする。

11 契約条項

別紙様式の請書（案）及び契約事務取扱規則のとおり。

12 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 競争参加資格の確認のための書類は、別紙1の1により作成する。
- (2) 書類等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- (3) 提出された書類を競争参加資格の確認以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- (4) 一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出期限 令和5年3月8日（水）12時00分
- (6) 提出場所並びに本件についての照会先

〒940-8532 長岡市西片貝町888番地

長岡工業高等専門学校総務課施設係

TEL (0258) 34-9325（直通）

13 応札者が提出する書類

応札者は、別紙1の2で示す書類を上記12の書類とともに提出しなければならない。

14 落札者が提出する書類

落札者は別紙2の書類を契約後、速やかに下記宛に提出しなければならない。

- (1) 提出場所並びに本件についての照会先

〒940-8532 長岡市西片貝町888番地

長岡工業高等専門学校 総務課施設係

TEL (0258) 34-9325（直通）

15 その他必要な事項

競争加入者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該競争加入者又は、当該契約の相手方が負担するものとする。

16 契約に係る情報の公表

- (1) 本契約は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約公表基準に基づき、機構本部及び本校のホームページ上で契約情報の公表を行うものとする。

なお、詳細については次のURLにより確認すること。

http://www.nagaoka-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2009/06/zkouhyouki_jun.pdf

- (2) 当機構と一定の関係を有する者と契約する場合には、当機構からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとする。

なお、詳細については次のURLにより確認すること。

<http://www.kosen-k.go.jp/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf>

17 配布書類

(1) 別添資料

- ① 契約書（案）
- ② 入札書（様式1）
- ③ 入札書記載例
- ④ 委任状参考例
- ⑤ 競争参加資格に関する誓約書（様式2）
- ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）
- ⑦ 誓約書（様式4）

応札者が提出する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

1	令和5年度 国の競争参加資格（全省庁統一資格）参加資格認定通知書の写し	1部
2	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2において都道府県知事から登録し、記載された登録簿の写し	1部
3	競争参加資格に関する誓約書（様式2）	1部

2 応札者が提出する書類

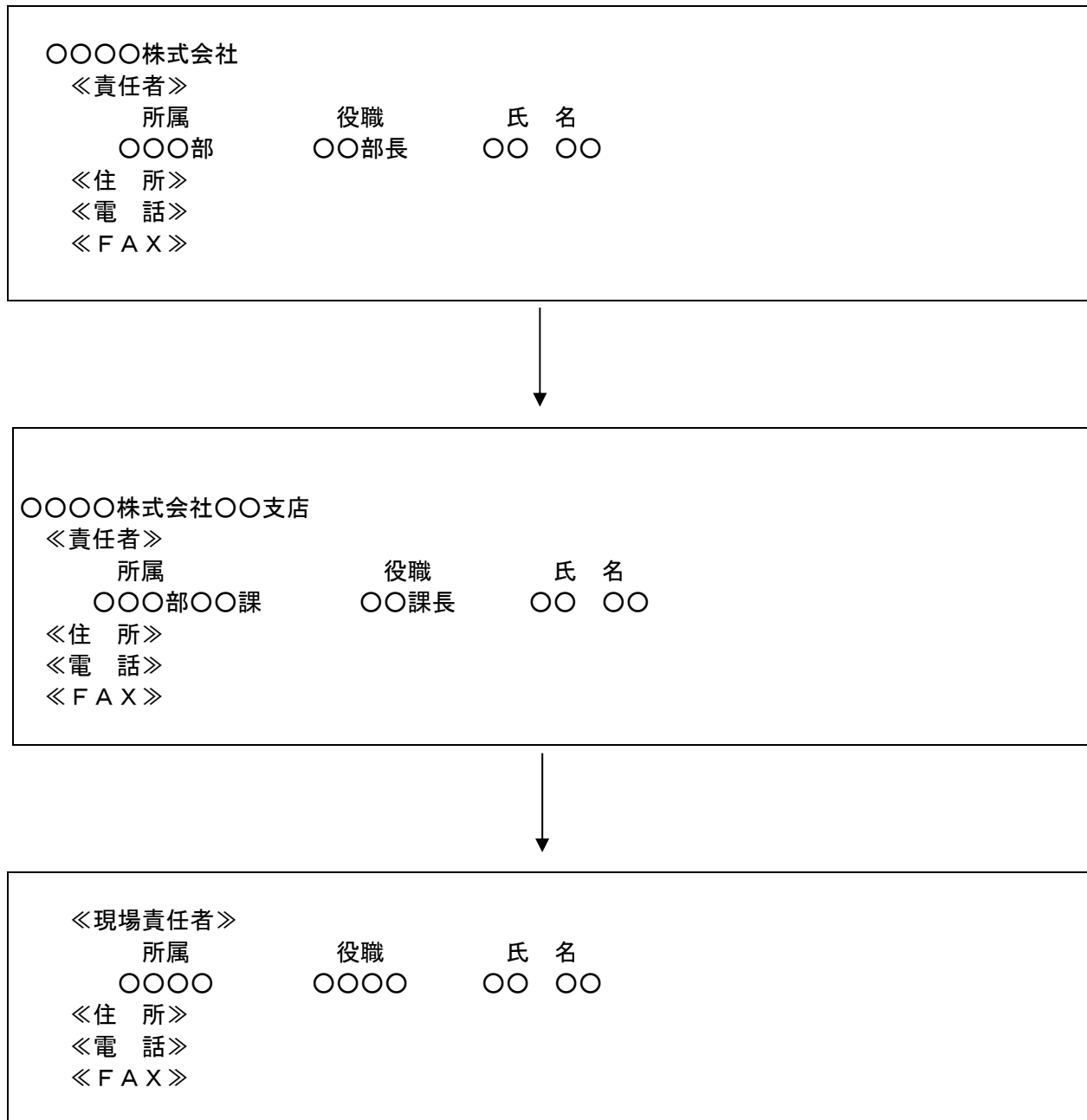
1	暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）	1部
---	---------------------	----

上記書類を提出する際は「提出書類一覧表」を必ず作成し、添付すること。また、全ての書類に、社名及び代表者名を記載し、社印・代表者印を押印すること。

落札者が提出する書類

1	業務実施体制（組織）図 ※記載例添付	2 部
2	水質業務年間計画表 ※記載例添付	2 部
3	業務費内訳明細書	1 部
4	誓約書（様式 4）	1 部

業務実施体制（組織）図



※この記載例はあくまでも参考であり、必要に応じ適宜追加・修正すること。

水質検査業務年間計画表

〇〇〇〇株式会社

月	日	飲料水水質検査				放流水 水質検査	備考
		採水場所					
		原水		浄水			
		校舎受水槽	寄宿舍受水槽	校舎 6 号館	寄宿舍食堂		
4	○(○)						
5	○(○)						
6	○(○)						
7	○(○)						
8	○(○)						
9	○(○)						
10	○(○)						
11	○(○)						
12	○(○)						
1	○(○)						
2	○(○)						
3	○(○)						

検査項目の内訳

飲料水水質検査

原水 ▲ : 〇〇〇〇項目

浄水 □ : 〇〇〇〇項目

● : 〇〇〇〇項目

◎ : 〇〇〇〇項目

放流水水質検査

◆ : 〇〇〇〇項目

△ : 〇〇〇〇項目

※この記載例はあくまでも参考であり、必要に応じ適宜追加・修正すること。

別 添 資 料

- 1 請負契約書（案）
- 2 入 札 書（様式1）
- 3 入 札 書 記 載 例
- 4 委 任 状 参 考 例
- 5 競争参加資格に関する誓約書（様式2）
- 6 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）
- 7 誓約書（様式4）

請 負 契 約 書（案）

請負の表示 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

請負代金 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也（うち消費税〇〇〇, 〇〇〇円）

（消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校契約担当役事務部長西村泰雄と受注者〇〇〇〇との間において、上記の管理業務（以下「業務」という。）について上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 受注者は、別冊の仕様書に基づいて、業務を誠実に遂行する。

第 2 条 契約期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条 受注者は、業務が完了した当該 1 ヶ月分の請求書を翌月速やかに長岡工業高等専門学校へ送付するものとする。

第 4 条 請負代金の支払いは、次のとおり 12 回に分けて支払うものとし、発注者は受注者より適正な請求書を受理した日から 60 日以内に独立行政法人国立高等専門学校機構から支払うものとする。

令和 5 年 4 月分	円	5 月分	円
6 月分	円	7 月分	円
8 月分	円	9 月分	円
10 月分	円	11 月分	円
12 月分	円	令和 6 年 1 月分	円
2 月分	円	3 月分	円

第 5 条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- （1）受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- （2）この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- （3）受注者が、この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- （4）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

3 第 1 項により契約が解除された場合、発注者はこれにより蒙る受注者の損害についてその責を負わないものとする。

第 6 条 受注者は本契約の履行を第三者に再委託してはならない。

第 7 条 受注者は、業務の実施にあたって、故意又は過失その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の責を負うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。ただし、受注者がこの契約事項を履行しなかった場合は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

第9条 受注者は、この契約に基づき業務を行うことにより知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第10条 契約期間中であっても、経済事情その他やむを得ない事情により契約金額を変更する必要が生じたときは、発注者・受注者間において、協議して定めるものとする。

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4） この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95号第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第12条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第13条 この契約について定めるもののほか、必要な事項は独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第14条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方誠意を持って協議の上、円満にこれを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、長岡工業高等専門学校所在地を管轄区域とする新潟地方裁判所長岡支部を専属管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、発注者・受注者は次に記名し印を押すものとする。
本契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 新潟県長岡市西片貝町888番地
 独立行政法人国立高等専門学校機構
 長岡工業高等専門学校
 契約担当役 事務部長 西村 泰雄

受注者

入 札 書

件 名 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

数 量 一 式

入 札 金 額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の件名を請負するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ上記金額で入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

(競争加入者)

住 所

氏 名

[記載例1:競争加入者本人が入札する場合]

入札書

件名 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

数量 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の件名を請負するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ上記金額で入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

(競争加入者)

住所 ○○都○○区○○1-1-1

氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

[記載例2:代理人が入札する場合]

入札書

件名 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

数量 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の件名を請負するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ上記金額で入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

(競争加入者)

住所 ○○都○○区○○1-1-1

氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(上記代理人)

○○○○株式会社
○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

[記載例3:復代理人が入札する場合]

入札書

件名 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

数量 一式

入札金額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の件名を請負するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ上記金額で入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

(競争加入者)

住所 ○○都○○区○○1-1-1

氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(上記復代理人)

○ ○ ○ ○ 印

[参考例1:社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

委任者（競争加入者） 住 所 ○○都○○区○○1－1－1

名称又は商号 ○○○○株式会社

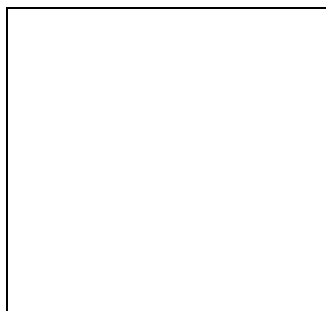
代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は、○○○○ を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日、長岡工業高等専門学校において行われる「長岡工業高専貯水槽清掃等業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは、参考例（様式及び記載例）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

[参考例2:支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合]

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

委任者（競争加入者） 住 所 ○○都○○区○○1-1-1
名称又は商号 ○○○○株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の一切の権限を委任します。

記

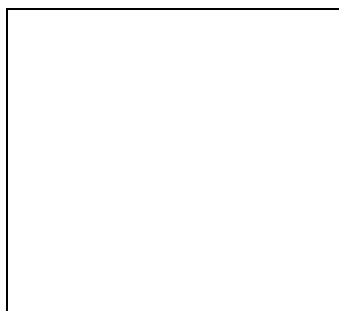
受任者（代理人） 住所 ○○都○○区○○1-1-1
氏名 ○○○○株式会社
○○支店長 ○ ○ ○ ○

委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取り下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは、参考例（様式及び記載例）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

[参考例3:支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合]

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

委任者（競争加入者 住 所 ○○都○○区○○1-1-1
の代理人）

名称又は商号 ○○○○株式会社

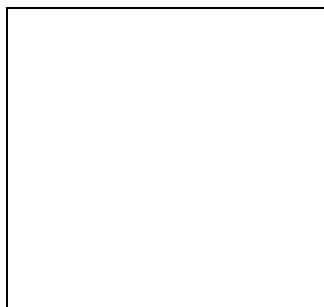
代表者氏名 ○○支店長 ○ ○ ○ ○ 印

私は、○○○○ を ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日、長岡工業高等専門学校において行われる「長岡工業高専貯水槽清掃等業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要である。（参考例2を参照）
2 これは、参考例（様式及び記載例）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

様式2

競争参加資格に関する誓約書

長岡工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 殿

住所

申請者 商号又は名称

代表者

印

私は、令和 年 月 日付けで公告のあった「長岡工業高専貯水槽清掃等業務」の入札に参加する者に必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当しない者であること。

① 未成年者（婚姻もしくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらない。

② 次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア、契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ、監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ、この項（この号を除く。）の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

長岡工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 殿

住所

商号又は名称

代表者又は代理人職・氏名 ⑩

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

誓 約 書

当社（当法人）（以下「当社」という。）は、貴高専（本部）との取引にあたり、以下のとおり誓約します。

1. 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」、「独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則」、及び「独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」を遵守するとともに、貴高専（本部）より交付（ホームページ経由を含む）された「国立高等専門学校機構との取引にあたってのお願い」を理解し、不正（不適切な行為を含む）には関与しません。
2. 当社に、不適切な行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
3. 貴高専（本部）関係教職員等から不適切な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報します。
4. 貴高専（本部）における監査・調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等の要請があった場合は、速やかに協力します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

長岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 殿

（所在地）

（社名または法人名）

（代表者職・氏名）

印

※ 複数学校（機構本部を含む）との取引を行う予定がある場合はチェックしてください ☐

「誓約書」作成上の注意点

国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、機構規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意の上、提出願います。

記

1. 法令等の遵守

- 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本機構教職員との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- 2) 取引にあたり、調達の仕様を十分ご理解の上、納品等を行って下さい。なお、納品等の際、本機構教職員の検査を必ず受け、検査が不合格であった場合には、速やかに交換等をして下さい。
- 3) 次の行為は、不適切な行為としますのでご注意下さい。
預け金（本機構教職員等からの預け金の依額の承諾）
取引事実と異なる書類の提出
- 4) 発注は、原則として本機構契約担当部署の事務職員が行うこととなっています（教員発注等は認めておりません）。
なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていませんので、ご留意願います。

2. 取引先選定の公平性

本機構では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引業者様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知おき下さい。

3. パートナースhip

本機構教職員から調達に際して不適切な行為の要請があった場合には、当該要請には絶対応じないようにして下さい。また、そのような場合には、機構の通報窓口にご連絡下さい。

4. 誓約書の提出時期及び有効期間

誓約書は、原則として、平成31年4月1日以降に本機構と最初に行う取引まで（原則として契約締結前までとし、契約を締結しない取引の場合は受注の意向確認後速やかに）にご提出ください。また、複数年度契約等により、令和4年度以降も引続き取引を行う場合には、本機構から誓約書の提出要請を受けた後、速やかにご提出ください。

誓約書の有効期間は、令和3・4・5年度（令和3年4月1日～令和6年3月31日）といたします。令和5年度以降、本機構と取引を行う場合は、あらためて誓約書（有効期間に当該取引年度を含むもの）をご提出いただきます。

5. 誓約書提出の除外

誓約書は、取引件数及び取引金額に関係なく、原則として本機構と取引を行う全ての業者様からご提出いただくこととしますが、以下の業種等につきましては提出不要とします。

- ・国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、その他公益性の高い法人
- ・外国企業等（外国で契約するとき）
- ・電気・ガス・水道・郵便事業者等
- ・弁護士・特許・税理士等報酬・料金が源泉徴収の対象となる業種
- ・商取引の相手方ではない個人

6. その他

- 1) 代表者名による作成が困難な場合は、支店責任者名等で作成いただいて差し支えありません。なお、本機構内で複数の学校と取引がある場合は、その旨を提出先の担当者にお伝え願います。
- 2) 既に本社から本校（本部）に対して、ガイドライン改正趣旨を踏まえた、新たな「誓約書」を提出していることを理由として、当該誓約書提出の省略を希望する場合は、その旨を申し出て下さい。
- 3) 日付けについては、「実際の作成日」「発送日」「社内決裁日」等、作成者側のご事情に応じた日付けを記入頂いて差し支えありませんが、空欄とはしないで下さい。
- 4) 誓約書記入時点において、本校（本部）との不適切な取引が疑われる事案がある（もしくは過去にあった）場合は、誓約書をご提出いただく前に、提出先までご連絡下さい。
- 5) 記載内容に変更が生じた場合は、その都度再提出願います。

令和 5 年度

仕 様 書

件名：長岡工業高専貯水槽清掃等業務

独立行政法人国立高等専門学校機構

長岡工業高等専門学校

保全業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 長岡工業高専貯水槽清掃等業務

2. 業務場所 新潟県長岡市西片貝町 8 8 8 番地（長岡工業高等専門学校構内）

3. 業務期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

4. 業務仕様

この業務の受注者は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則、特記仕様書、長岡工業高専貯水槽清掃基準、関係する法令及び政令、条例等の規格及び JIS その他の規格に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務名称	業務内容
貯水槽清掃業務	定期点検・保守
水質検査業務	水質検査

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- (3) ——又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし、同等以上のものを使用する場合は、施設管理担当者の承諾を受ける。

II. 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

この業務の受注者は、発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

請負代金の支払いは適正な請求書を受領した日から 6 0 日以内に独立行政法人国立高等専門学校機構から、毎月 1 回支払うものとする。

2. 受注者の負担の範囲

停電時の作業に使用する電力・用水は、受注者が準備し負担する。

3. 貸与資料

機器完成図、設備機器台帳、完成図、過去の検査記録等が必要な場合は貸与できる。

4. 業務責任者等

(1) 総括業務責任者

ア 受注者は総括責任者を定め、施設管理担当者に届け出ること。変更した場合も同様とする。

イ 総括責任者は、受注者の正社員である者を配置すること。

ウ 総括責任者は、業務内容について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導）を講じ、業務の停滞を招かないようにすること。

エ 統括管理者は、業務計画書及び業務関係者名簿を作成し、免状の写しを添えて施設管理担当者へ提出すること。

オ 総括責任者は、各業務の業務責任者を兼ねることができる。

(2) 業務責任者

ア 受注者は、各業務毎に業務担当者より業務責任者を定めること。

イ 業務責任者は、各業務の業務責任者を兼ねることができる。

(3) 業務担当者

ア 各業務毎に業務担当者を定めること。

イ 業務担当者は、各業務で定める資格を有するものとする。

ウ 業務担当者は、各業務の業務担当者を兼ねることができる。

5. 業務条件

各業務特記仕様書による。

~~6. 電気工作物の保安業務~~

~~7. 環境衛生管理体制~~

~~8. 業務担当者~~

~~9. 別契約の業務等~~

~~10. 行事等への立会~~

11. 施設管理担当者の立会い

(1) 作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

(2) 施設管理担当者があらかじめ指示した場合は、立会いは不要とする。

12. 発生材の処理

本業務に伴い発生した発生材の処理は受注者の負担で行うものとし、関係法令により適切に処理すること。

~~13. 居室等の利用~~

14. 共用施設の利用

本業務を履行するにあたり、以下の共用施設を利用することができる。

- ・ 各棟の供用便所

15. 駐車場の利用

当該業務を実施するため、1号館前の駐車場を利用できる。

（総務課事務室にて手続きを行うこと）

~~16. 点検の省略~~

17. その他

(1) 疑義等

受注者は、本仕様書に明記のない場合であっても、業務の性質上当然なされるべき業務の他、施設管理担当者の指示する事項については、本仕様書の範囲内で実施すること。なお、本仕様書に疑義が生じた場合は施設管理担当者と協議の上決定する。

(2) 受注者・業務関係者の心得

- ア 受注者は、本業務の全てを一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。
- イ 業務関係者が業務中、故意又は過失により、破損その他の事故によって発注者の財産に損害を与えた場合は、受注者が全額賠償するものとする。
- ウ 業務担当者の労務災害及び労務管理に関する事項は、全て受注者に帰属するものとする。
- エ 業務上知り得た発注者の不利益となる事項を他に漏らしてはならない。
- オ 業務を行うにあたっては、関係諸法令を遵守し、善良なる管理者をもって遂行するものとする。

Ⅲ. 貯水槽清掃業務

1. 業務概要

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し、受水槽の清掃点検を行う。

2. 業務条件

業務時期は年 1 回 8 月とし、時間帯は 8:30 から 17:30 の間とする。

3. 業務従事者の条件

本業務従事者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 において都道府県知事の登録を受けたものとする。

4. 業務対象設備の概要

記号	設置場所	水槽名	容量	仕様	数量
A	1 号館南側（地上）	受水槽	50 m ³	SUS 製 2 槽式	1
B	寄宿舍 3 号館北側（地上）	受水槽	28.5 m ³	SUS 製 2 槽式	1

5. 貯水槽の清掃

別添の長岡工業高等専門学校貯水槽清掃業務基準による。

6. 水質検査等

別添の長岡工業高等専門学校貯水槽清掃業務基準による。

7. 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器の機材、薬剤は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

8. 業務報告書

点検完了後に業務報告書を 1 部提出すること。書式は受注者の書式による。

9. その他

- (1) 業務従事者は、水道法第 21 条及び同施工規則第 16 条に規定する健康診断を受診すること。
- (2) 清掃に用いる機械等に不備があった場合は、臨時かつ不用意に適宜な機器を使用してはならない。

- (3)清掃作業中、設備の異常箇所を発見したときは、速やかに施設管理担当者に報告し、その指示を受けるものとする。

IV. 水質検査

1. 業務概要

1-1 飲料水水質検査

次の長岡工業高専内水道施設給水栓の水質を検査する。

採水場所	校舎	原水	校舎受水槽	別紙 1 参照
		浄水	6 号館 1 階玄関ホール水飲み場	
	寄宿舍	原水	寄宿舍受水槽	
		浄水	寄宿舍 1 号館 1 階事務室	

1-2 放流水水質検査

長岡工業高専内下水道施設 最終放流口の水質を検査する。

2. 業務従事者の条件

本業務従事者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条 2 において都道府県知事の登録を受けたものとする。合わせて、水道の管理について技術上の業務を担当するため、水道技術管理者一人を選任するものとする。

3. 検査項目及び検査周期

3-1 飲料水水質検査

各採水場所の飲料水を採取し、別表 1 による項目及び検査回数により水質を検査する。

3-2 放流水水質検査

最終放流口の排水を採取し、別表 2 による項目及び検査回数により水質を検査する。

4. 業務報告書

検査・測定完了後に業務報告を 1 部提出すること。書式は受注者の書式による。

なお、別途検査報告書データを電子データ（CSV又はExcelデータ）で毎月提出する。

提出方法は、協議による。

5. その他

(1)検査データを基に、年間の水質についての傾向を分析し、報告するものとする。

(2)構内に設置されている水道メーターの検針・記録を行う。

ア 水道メーターの検針は、毎月末（検針日が土日・祝日の場合はその前日）に行う。

イ 業務完了後、別表 3 により 1 月毎に報告書を提出すること。

(3)水質検査を第 3 者委託する場合には、契約後、すみやかに書面にて関係書類を提出すること。

番号	建 物 名 称	番号	建 物 名 称	番号	建 物 名 称	番号	建 物 名 称
①	1号館	⑪	雪氷低温研究施設	⑲	高志寮1号館	③①	倉庫
②	2号館	⑫	第1体育館	⑳	高志寮2号館	③②	薬品庫
③	3号館	⑬	剣道場	㉑	高志寮3号館	③③	国際寮
④	4号館	⑭	体育活動センター	㉒	高志寮4号館		
⑤	5号館	⑮	第2体育館	㉓	清花寮		
⑥	6号館	⑯	体育準備室	㉔	寄宿舎中央棟		
⑦	図書館	⑰	プール附属室	㉕	洗濯場		
⑧	情報処理センター	⑱	部室1	㉖	車庫		
⑨	福利厚生棟	⑲	部室2	㉗	除雪車庫		
⑩	機械実験棟	⑳	部室3	㉘	P C B 保管庫		



別表1.飲料水水質検査項目一覧表

検査項目		基準値	原水		浄水													
			検査周期	検査回数	検査周期	検査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準 9項目	1 一般細菌	100集落/ml以下	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 大腸菌	検出されないこと	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38 塩化物イオン	200mg/l以下	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46 有機物（TOC）	3mg/l以下	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47 p H 値	5.8以上8.6以下	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48 味	異常でないこと	-	-	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49 臭気	異常でないこと	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50 色度	5度以下	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	51 濁度	2度以下	年1回	1回	月1回	12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消毒 副生成物 12項目	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	年1回	1回	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	21 塩素酸	0.5mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	23 クロロホルム	0.06mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	26 臭素酸	0.01mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	-	-	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
重点 項目	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	年1回	1回	3ヶ月1回	4回	○			○			○			○		
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	40 蒸発残留物	500mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
基準 26項目	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.5mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l	年1回	1回	年1回	1回				○								
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	16 シス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.04mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	20 ベンゼン	0.01mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	37 マンガン及びその化合物	200mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	42 ジェオスミン	0.0002mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00002mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
	45 フェノール類	0.005mg/l以下	年1回	1回	年1回	1回				○								
／	指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）	検出されないこと	年1回	1回						○								
			40項目				22項目	9項目	9項目	51項目	9項目	9項目	22項目	9項目	9項目	22項目	9項目	9項目

原水			飲料水														
検査周期	項目数	数量	検査周期	項目	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年1回	基準39項目 + 指標菌	2	年1回	基準26項目	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			3ヶ月1回	消毒副生成物等 12項目 + 重点項目+1.(7月+4)	8	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0
			月1回	基準9項目	24	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

数量は、校舎、寄宿舎が有るため、1月当たり2検体となります。

別表2.放流水水質検査項目一覧表

No	検査項目	基準値	検査周期	検査回数	5月	7月	9月	11月	1月	3月
1	1 カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
2	2 シアン化合物	1mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
3	4 鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
4	5 六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
5	6 砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
6	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
7	12 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
8	13 四塩化炭素	0.2mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
9	23 ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
10	24 セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
11	25 ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
12	26 ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
13	27 1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	年2回	2						
14	28 フェノール類	1mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
15	29 銅及びその化合物	2mg/ℓ以下	2ヶ月1回	6	○	○	○	○	○	○
16	30 亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ以下	2ヶ月1回	6	○	○	○	○	○	○
17	31 鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
18	32 マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
19	33 クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
20	35 アンモニア性窒素	380mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
21	35 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380mg/ℓ以下	年2回	2	○				○	
22	36 水素イオン濃度（pH）	5～9	2ヶ月1回	6	○	○	○	○	○	○
23	37 生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/ℓ以下	年1回	1	○					
24	38 浮遊物質（SS）	600mg/ℓ以下	年1回	1	○					
25	39 ノルマルヘキサン抽出物（鉱油類含有量）	5mg/ℓ以下	年1回	1	○					
26	39 ノルマルヘキサン抽出物（動物油脂類含有量）	30mg/ℓ以下	年1回	1	○					
27	40 温度	45 未満	2ヶ月1回	6	○	○	○	○	○	○

26項目 4項目 4項目 4項目 22項目 4項目

放流水	
項目数	数量
26項目	1
22項目	1
4項目	4

別表3

水検針値

検計日	21															
	1号館	1号館各階	2号館	3号館	3号館各階	4号館	5号館	6号館	図書館	福利厚生棟		福利厚生棟 一般・厨房	機械実験棟	雪水低温	校舎受水槽	寮受水槽
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					
		3F			5F						一般					
		2F			4F						厨房					
		1F			3F											
					2F											
					1F											
		計			計						計					

長岡工業高等専門学校 貯水槽清掃業務基準
(令和5年2月)

I. 一般事項

1. 適用

本業務は、本学に設置されている貯水槽に関する業務に適用する。

2. 業務目的

飲料水を供給する給水設備について、年1回の清掃、点検及び水質検査を行い、清浄な飲料水の供給を図ることを目的とする。

II. 受水槽

1. 受水槽

(a) 受水槽の点検保守は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条令等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 受水槽の点検項目及び点検内容は、表1によるものとし、点検周期は年1回行うものとする。

表1 受水槽

点検項目	点検内容	備考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 ③架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④架台のたわみ及び基礎部隅間の有無を点検する。 ⑤基礎の水平度、不等沈下等を確認する。	
2. 外観の状況 【外部ケーシング】	①水漏れ及び外部のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。 ③内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。	
3. 付属装置		
a. ボールタップ・定水位弁	①浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ②水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。	
b. 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】	①汚れ、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③作動の良否を点検する。	
4. 配管	①変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③配管支持の固定点の位置が適切か確認する。 ④フレキシブルジョイントにより、配管の振動及びタンク本体に伝播していないことを確認する。	

2. 受水槽の清掃

(a) 清掃の一般事項は次による。

- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- (2) 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。
- (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 清掃の周期は、年 1 回とする。

(b) 清掃作業は、次による。

- (1) 槽内の沈殿物及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
- (2) 洗浄に用いた水は、完全に槽外に排水するとともに、槽周辺の清掃を行う。
- (3) 清掃終了後、引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が槽内に流入しないようにする。

(c) 消毒作業は、次による。

- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上槽内の消毒を行う。
- (2) 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/L 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- (3) 消毒は、槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒液を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- (4) 消毒に用いた排水は、完全に槽外に排除する。
- (5) 消毒終了後は、槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

(d) 消毒後の水洗い及びタンク内への止水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

(e) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守し適切に処理する。

(f) 水質検査

(1) 槽の水張り終了後、各受水槽より末端の水を採取し、その検体を厚生労働省登録の水質検査機関に搬入し、水質検査を行う。

(2) 水質検査項目及び採水場所は以下によるものとし、採水位置は施設管理担当者の指示による。

①検査項目

・一般細菌 ・大腸菌 ・塩化物イオン ・有機物 ・pH 値 ・味 ・臭気 ・色度
・濁度 ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・鉄及びその化合物

②採水場所

・ 6 号館 ・ 寄宿舍 1 号館

文教施設保全業務標準仕様書

(抜粋)

平成30（2018）年版

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

文教施設保全業務標準仕様書

目次

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総 則	第1編-1
1.1.1 適用	

第2編 実験排水処理システム

第1章 実験排水処理システム

第1節 一般事項	第2編-1
1.1.1 適用	
1.1.2 業務目的	
1.1.3 関係法令等	
1.1.4 支給材料	
1.1.5 清掃等	

第2節 定期点検等及び保守

第2編-3

- 1.2.1 一般事項
- 1.2.2 処理設備
- 1.2.3 ポンプ類
- 1.2.4 回転機器類
- 1.2.5 塔・槽類
- 1.2.6 配管
- 1.2.7 盤
- 1.2.8 計器類

第3節 水質分析

第2編-21

- 1.3.1 一般事項
- 1.3.2 公定分析法に使用する分析機器の点検及び保守
- 1.3.3 水質分析における記録

第4節 運転・監視及び日常点検・保守

第2編-26

- 1.4.1 運転・監視記録
- 1.4.2 処理設備
- 1.4.3 ポンプ類
- 1.4.4 回転機器類
- 1.4.5 塔・槽類
- 1.4.6 配管
- 1.4.7 盤
- 1.4.8 計器類

第3編 医療用設備

第1章 医療ガス設備

第1節 一般事項	第3編-1
1.1.1 適用	
1.1.2 業務目的	
1.1.3 関係法令等	

第2節 定期点検等及び保守	第3編—2
1.2.1 一般事項	
1.2.2 アウトレット（配管端末器）	
1.2.3 遮断弁	
1.2.4 警報表示盤	
1.2.5 供給設備	

第2章 病院用搬送設備

第1節 一般事項	第3編—6
2.1.1 適用	
2.1.2 業務目的	
第2節 定期点検等及び保守	第3編—7
2.2.1 気送管設備	

第4編 緑地

第1章 緑地

第1節 一般事項	第4編—1
1.1.1 適用	
1.1.2 業務目的	
1.1.3 用語の定義	
1.1.4 使用材料	
第2節 点検	第4編—2
1.2.1 一般事項	
1.2.2 植込地	
1.2.3 芝生地	
1.2.4 その他地被類地	
1.2.5 草地	
1.2.6 花壇	
1.2.7 植生法面	
1.2.8 樹林地	
1.2.9 特別保存緑地	
1.2.10 屋上等緑地	
1.2.11 屋内緑地	
1.2.12 緑地保全台帳等の作成	

第3節 管理	第4編—6
1.3.1 一般事項	
1.3.2 植込地	
1.3.3 芝生地	
1.3.4 その他地被類地	
1.3.5 草地	
1.3.6 花壇	
1.3.7 植生法面	
1.3.8 樹林地	
1.3.9 特別保存緑地	
1.3.10 屋上等緑地	
1.3.11 屋内緑地	
1.3.12 枝葉等の利用	

第 1 編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総 則

1.1.1 適用

- (1) 本標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視等及び緑地に関する業務に適用する。
- (2) 標準仕様書に規定していない事項は、別の定めがある場合を除き、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用する。

抜粋

建築保全業務共通仕様書

平成 30 年版

平成 30 年 9 月 12 日 国営保第 22 号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として
制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用
ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

第 1 編 総則

第 1 章 総則

第 1 節 一般事項

1. 1. 1 適用

- (a) 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) 共通仕様書の第 2 編以降の各編は、第 1 編と併せて適用する。
- (d) 共通仕様書の第 2 編以降の各編において、一般事項が第 1 章に規定されている場合は第 2 章以降の規定と併せて適用する。
- (e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難しい場合は、1. 1. 4「疑義に対する協議等」による。
 - (1) 契約書（頭書及び条項をいう）
 - (2) 質問回答書（(3)から(5)までに対するもの）
 - (3) 現場説明書
 - (4) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
 - (5) 共通仕様書
- (f) 本編の規定は、第 2 編から第 6 編までに別に定めのある場合には適用しない。

1. 1. 2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号で規定する建築物をいう。
- (2) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注

者側の担当者をいう。

- (6)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
- (11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (12)「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
- (13)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は、毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (14)「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境及び警備に当たることをいう。
- (15)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (16)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをいう。
- (17)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (18)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
- (19)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (20)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
- (21)「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (22)「12 条点検」とは、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 12 条第 1

項及び第 2 項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検することをいう。

- (23)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (24)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (25)「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (26)「執務環境測定等」とは、建築物等の執務環境に関する測定、吹付けアスベスト等の点検並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）施行規則第四条の四に定めるねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下「ねずみ等」という。）の調査及び防除に関する業務をいう。
- (27)「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

1.1.3 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。
- (d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第 4 編「清掃」で定める衛生消耗品を除く。

1.1.4 疑義に対する協議等

- (a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (b) (a) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。
- (c) (a) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a) の規定による。

1.1.5 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1.1.7 非常時の対応

- (a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のための必要な措置を講ずる。
- (c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。
- (e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

第2節 業務関係図書

1.2.1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、各編で定める業務目的に照らし適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4 業務の記録

- (a) 施設管理担当者と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- (c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a)から(c)までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示

する。

第 3 節 業務現場管理

1. 3. 1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1. 3. 2 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1. 3. 3 業務条件

- (a) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1. 3. 4 電気工作物の保安業務

- (a) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。
- (b) (a) の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。
- (c) (a) に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1. 3. 5 環境衛生管理体制

- (a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。
- (b) 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

1.3.6 業務の安全衛生管理

- (a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (b) 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

1.3.7 火気の手扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

1.3.8 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

1.3.9 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1.4.1 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。

1.4.3 服装等

- (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備については、第6編「警備」による。
- (b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

1.4.4 別契約の業務等

- (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。
- (b) 常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの可否は、特記による。

1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

1.4.7 業務の報告

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

- (a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。
- (b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成若しくは見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。
- (c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成に協力する等、必要な協力を行う。

1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく特定調達品目の適用は、特記による。

第 5 節 業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1 廃棄物の処理等

- (a) 業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第 2 編 4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」（c）汚泥等、第 4 編 2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。
- (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

1.5.2 産業廃棄物等

- (a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。なお、上記 1.5.1(a)のただし書きの廃棄物の一部は産業廃棄物であり、発注者が別途、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適切に処理することとなる。
- (b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため、その取扱

いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に対応する。

第 6 節 業務の検査

1. 6. 1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) 出勤・退勤確認簿（施設警備業務の場合）
- (4) 業務仕様に係る改善提案書

第 2 章 施設等の利用・作業用仮設物等

第 1 節 建物内施設等の利用

2.1.1 居室等の利用

- (a) 常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。
- (b) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

2.1.2 共用施設の利用

- (a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第 2 節 作業用仮設物及び持込み資機材等

2.2.1 作業用足場等

- (a) 点検に使用する脚立等は受注者の負担により用いる。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。
- (b) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）、その他関係法令等に適合する材料及び構造のものとする。

2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあつては、受注者の持込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

2.2.3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第 2 編 定期点検等及び保守

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1. 1. 1 適用

本編は、第 1 編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

1. 1. 2 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告する。
- (c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。
- (d) 本編各章の点検周期が二種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。
点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。
 - (1) 周期Ⅰ：標準的な点検周期
 - (2) 周期Ⅱ：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期
- (e) 点検周期が 1 年を超える場合の点検の実施は、特記による。

1. 1. 3 保守の範囲

定期点検、臨時点検並びに官公法第 12 条又は建築基準法第 12 条による点検（以下「12 条点検」という。）の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、ガスケット、Ｏリング類
 - ④ 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油

- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（タッチペイント）
- (8) その他特記で定めた事項

1.1.4 点検及び保守等の実施

- (a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- (b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

1.1.5 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

- (1) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。
- (2) 「1 W」は、1 週ごとに行うものとする。
- (3) 「2 W」は、2 週ごとに行うものとする。
- (4) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。
- (5) 「2 M」は、2 月ごとに行うものとする。
- (6) 「3 M」は、3 月ごとに行うものとする。
- (7) 「4 M」は、4 月ごとに行うものとする。
- (8) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。
- (9) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。
- (10) 「3 Y」は、3 年ごとに行うものとする。
- (11) 「5 Y」は、5 年ごとに行うものとする。
- (12) 「6 Y」は、6 年ごとに行うものとする。
- (13) 「10 Y」は、10 年ごとに行うものとする。

1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

1.1.7 応急措置等

- (a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用するこ

とにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。

- (b) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

1.1.8 点検の省略

(a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合はこの限りでない。

- (1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - (2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - (3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - (4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - (5) 足場のない給気又は排気のための塔
 - (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。

第 2 節 法定点検等

1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検の実施

- (a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章の定めがない場合は、特記による。

1.2.2 12 条点検の実施

- (a) 12 条点検の実施は、特記による。
- (b) 12 条点検の点検項目は、特記による。特記がなければ、点検項目 A に示す点検項目と

する。

点検項目 A：別表 点検等及び確認整理表の「官公法 12 条点検」の欄に点検周期の記載がある点検項目

点検項目 B：別表 点検等及び確認整理表の「建基法 12 条報告検査等」の欄に点検周期の記載がある点検項目

(c) 12 条点検を実施する場合は、必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する調査方法、検査方法、点検方法等により実施する。

(d) 上記(c)において第 2 編表 2.2.1 から表 8.4.2 及び第 5 編表 4.2.1 の備考欄に[12 条点検]と記載のある点検項目に係る点検は、本共通仕様書の点検内容に換えて、12 条点検により履行する。

なお、同一年度に複数回の点検が指定されている場合は、そのうち 1 回を 12 条点検で履行する。

(e) 12 条点検を実施する場合は、12 条点検の結果に応じ、1.1.3「保守の範囲」に定めるところにより保守を実施する。

(f) 12 条点検を実施する場合の点検記録書式は、施設管理担当者が定める様式とする。

1.2.3 支障がない状態の確認の実施

本編各章の点検は、官公法第 13 条第 1 項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成 17 年国土交通省告示第 551 号）の実施のために定められた「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」第 6 に定める支障がない状態の確認を兼ねるものとする。

(a) 支障がない状態の確認の記録は、施設管理担当者が定める様式により報告する。

第 4 章 機械設備

第 1 節 一般事項

4.1.1 適用

本章は、建築物等の機械設備の点検・保守に関する業務に適用する。

4.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房等の開始前に、設備をシーズン中に連続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8 条及び官公法第 11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (2) 「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房等の期間中に、設備をシーズン中に継続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8 条及び官公法第 11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (3) 「シーズンオフ点検」とは、冷房又は暖房等の終了後に、設備をシーズン中に連続使用したことによる劣化の有無等を確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8 条及び官公法第 11 条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

4.1.3 点検時期の表記

点検時期の表記は、次による。

- (1) 「IN」は、シーズンイン点検を示す。
- (2) 「ON」は、シーズンオン点検を示す。
- (3) 「OFF」は、シーズンオフ点検を示す。

4.1.4 フロン類の取扱い

フロン類を使用している機器類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）を遵守し適切に取扱い、漏洩防止に努めるものとする。

第 2 節 温熱源機器

4.2.1 鋳鉄製ボイラー等

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。
なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特記による。

- (d) ボイラー用水の水質検査の作業項目及び作業内容は、表4.7.2による。
- (e) 薬剤投入は、適正な薬剤を用いて水量、水質等に応じ連続的又は間欠的に行う。
- (f) 水質の検査又は測定に関しては、採取の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

表4.7.2 ボイラー用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 給水	硬度及びpHの測定	1 D	・ 給水条件に変更があった場合も測定を行う。
2. 復水	pHの測定	1 D	
3. ボイラー水	pH、導電率及びりん酸イオンの測定	1 D	
4. 給水及びボイラー水	JIS B 8223（ボイラの給水及びボイラ水の水質）に定める水質項目について測定	IN	

4.7.3 飲料水の水質管理

- (a) 本項は、水道法第3条第9項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合に適用する。
- (b) 水質検査は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。
- (d) 水道水の水質検査は、次による。
- (1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について、同令別表に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法で同令表に掲げる基準に適合することを確認する。
 - (2) 水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項3号に定めるところにより行う。
- (e) 飲用井戸の水質検査は、次による。

飲料水として井戸水を使用している場合の水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条第1項4号に基づき適切に実施する。

- (f) 検査記録は、次による。

水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

4.7.4 雑用水の水質管理

- (a) 水質検査は、4.7.3 飲料水の水質管理(d)(2)に準じて行う。
- (b) 検査記録は、4.7.3 飲料水の水質管理(f)に準じて行う。